

近畿地方整備局管内の河川敷地の民間等活用に資するポテンシャルリスト

- 本リストは、民間事業者等の皆さまに河川敷地の活用検討に利用して頂き、更なる賑わい創出の取り組みを推進することを目的に公表しています。
- 近畿地方整備局管内の国管理区間において、民間事業者等による河川敷地の活用が可能と想定される箇所を下記抽出条件のもとで提示しています。

【公表にあたっての留意事項】

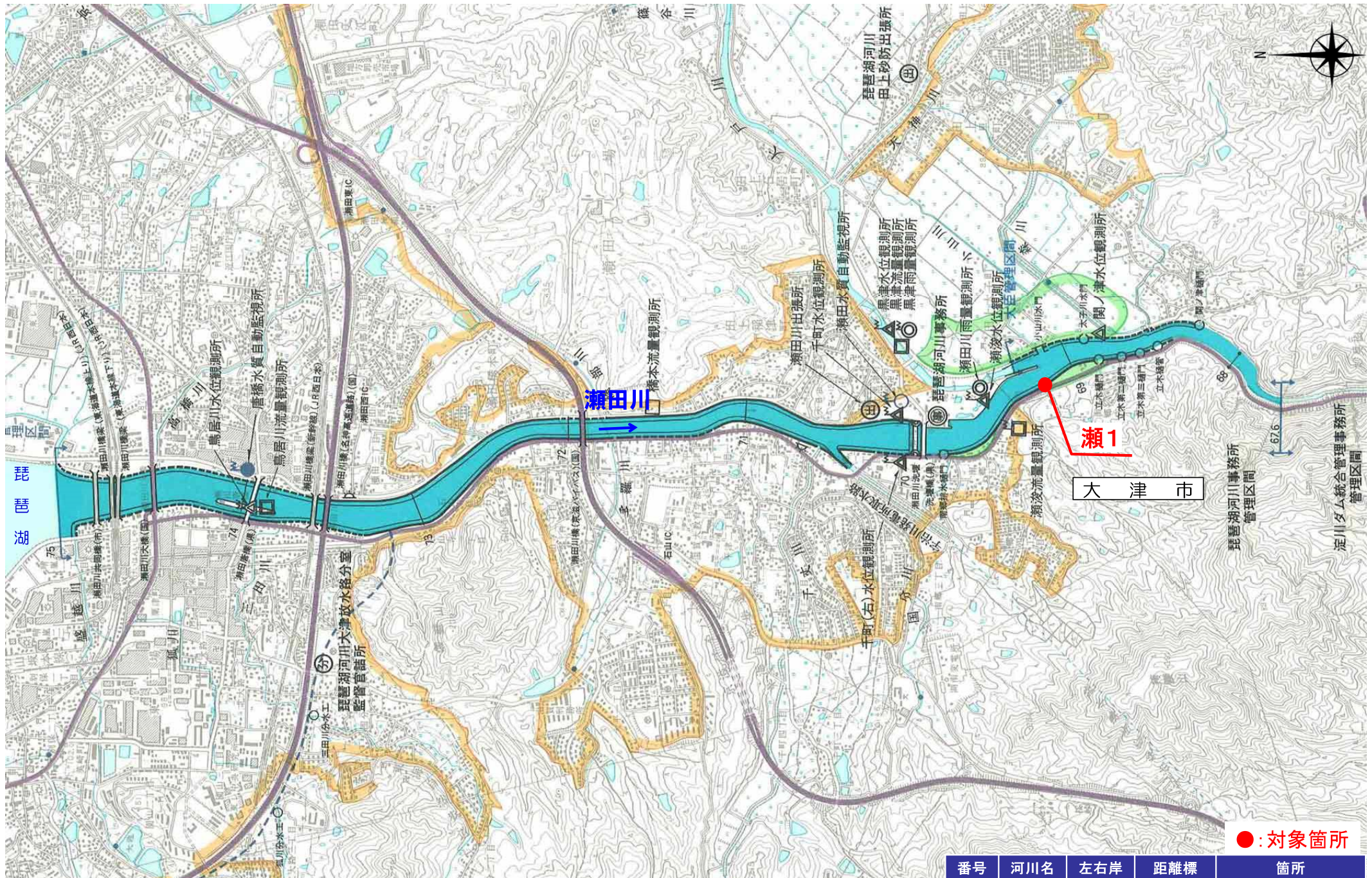
- 本リストは、河川敷地の民間等の活用による賑わい創出を図るためであり、その主旨以外での活用を促すものではありません。
- 本リスト情報により活用希望を表明後、公平性を確保するため、当該区域活用の公募等の手続きを行いますので、早期に希望を出された方が活用出来るとは限りません。
- 実際の河川敷地の活用に当たっては、河川法の手続き、地域の合意形成を図っていただくことが必要となります。協議会等を設置し、お考えについて、議論いただくことをご検討ください。
- 調整等の結果、河川敷地の活用出来ない場合があることはご了承ください。
- 手続きについての御相談は整備局又は、近隣河川事務所へご連絡ください。
- 公表後において占用手続きがなされるなど様々な事象により本リスト内容に変更が生じる場合がありますのでご了承ください。
- 公表されていない箇所や高水敷等の場所の占有を否定するものではありません。

【抽出条件】

- ・他者において占有されていない場所
- ・計画の堤防形状の整備が完了している箇所
- ・河川裏の河川敷地において、概ね100m²以上の占有が可能な土地を有する高規格堤防、堀込河道箇所や造成を行うことで可能となる箇所

都道府県	市町村	地区名	河川名	番号	場所	利用条件	問合せ先	
							担当事務所・部署	連絡先
淀川水系 瀬田川								
滋賀県	大津市	南郷地区	瀬田川	瀬1	右岸69k21付近(約80m)	・建物を建てる場合、杭構造は不可。また堤防定規に影響しないこと。 ・建物を建てる場合、雨水が直接堤防法面に流れないよう排水を考慮すること。	琵琶湖河川事務所 調査課	077-546-0867
淀川水系 野洲川								
滋賀県	守山市	立入地区	野洲川	野1	左岸9k06付近(約140m)	・建物を建てる場合、杭構造は不可。また堤防定規に影響しないこと。 ・建物を建てる場合、雨水が直接堤防法面に流れないよう排水を考慮すること。	琵琶湖河川事務所 調査課	077-546-0867

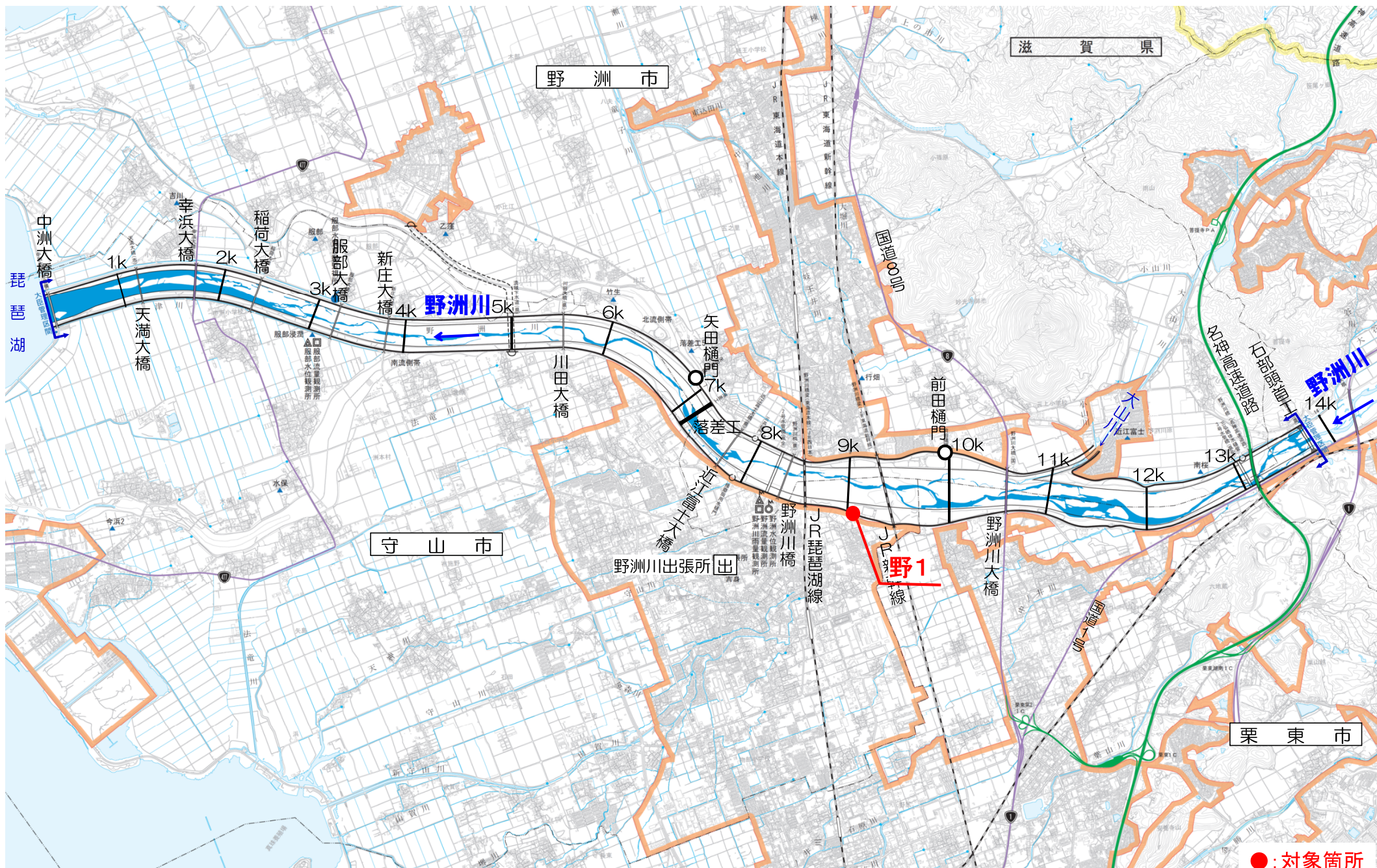
【参考資料】ポテンシャルリスト位置図<瀬田川>



●:対象箇所

番号	河川名	左右岸	距離標	箇所
瀬1	瀬田川	右岸	69.2k付近	国道422号沿い

【参考資料】ポテンシャルリスト位置図<野洲川>



●:対象箇所

番号	河川名	左右岸	距離標	箇所
野1	野洲川	左岸	9.1k付近	野洲川立入公園沿い